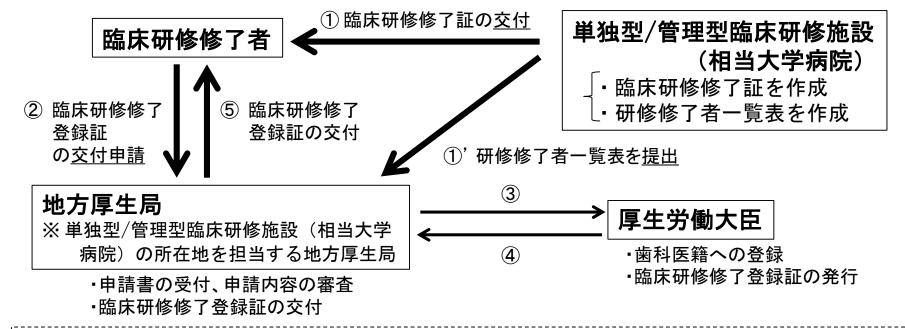
## 歯科医籍への登録申請手続等の概要

(臨床研修修了登録証の交付申請手続から交付まで)



## 〇申請に必要な書類

- (1)申請書:3,100円分の収入印紙を貼付すること
- (2) 臨床研修修了証の写し: A4の大きさとすること
- (大学病院・外国の病院で臨床研修を修了した者の場合は、これに相当する書類の写し)
- (3)歯科医師免許の写し: A4の大きさとすること
- ※ 臨床研修修了登録証送付用封筒に575円分の切手を貼付すること。
- ○氏名·本籍地都道府県名等の歯科医籍の登録事項に変更がある場合には、 先に歯科医籍の訂正申請を行い、その終了後に臨床研修修了登録証の交付申請を行うこと。
- ※ 臨床研修修了登録証の記載事項に変更を生じたときは、書換交付の申請(臨床研修修了登録証を破り、汚し、または 失ったときは再交付の申請)をすることができる。ただし、こうした場合には、住所地を担当する地方厚生局へ書換交付 申請書(再交付申請書)を提出すること。